最終更新日：2020年7月30日

戸田建設株式会社
代表取締役社長　今井雅則
問合せ先：総務部ＩＲ課
証券コード：1860
http:s//www.toda.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいりました。
また、当社では、1967年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことで、株主・お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の構築に努めてまいりました。一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成などについては、約50年前の制定当時と大きく状況が変化し、また、中長期的観点においては、建設投資の減少や少子高齢化による社会構造の変化などの経営課題に迅速に対応し、持続的成長を実現すべき状況にあります。
こうした背景から、当社の長い歴史の中で培ってきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが重要と考え、2017年に経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行いました。改定においては、従来の経営方針の内容をベースに、CSR（企業の社会的責任）はもちろん、21世紀のガイドともいえるSDGsの達成に貢献すべくCSV（共通価値の創造）などの観点を踏まえた内容とし、適用範囲については、当社単体から当社グループ全体へと拡大しました。加えて、当社グループの行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、2015年に社会における当社グループの存在価値と目指す姿を表すものとして制定した「グローバルビジョン」を含めた理念体系を整備しました。
社会課題の多様化・複雑化が進む中、これからの時代は、社会にどのような価値を提供できるかといった、企業の存在価値が一層問われる時代になっていくものと考えています。この企業理念を当社グループ全体で共有し、継続進化を実現することで、当社グループの存在価値を高め、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示しておりますのでご参照ください。
「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」ＵＲＬ https://www.toda.co.jp/csr/governance/governance.html#anc-4

【原則１－４】政策保有株式
当社は、株式保有リスクの抑制や資本の効率性の観点から、取引先企業との十分な対話を経た上で、政策投資を目的として保有する投資株式の残高削減を基本方針としております。政策投資を目的として保有する投資株式については、収益性、取引先企業との関係強化及び当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかの観点から、保有意義及び経済合理性を取締役会において個別銘柄ごとに検証し、保有継続の妥当性が認められない場合には、取引先企業との十分な対話を経た上で売却を進めます。
相手先企業との関係強化を図る目的で政策保有株式を買い増す場合には、上記判断基準に適うものであるかを慎重に検討した上で取得し、取得後は例外なく毎年取締役会において行われる保有継続判断の対象とすることとしております。
政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、経営成績、社外取締役の人数などガバナンスの状況、適切な配当方針の有無など相手企業の内容を精査し、当該議案が中長期的な企業価値の向上に資するか否かを総合的に判断し、適切に行使することとしております。

【原則１－７】関連当事者間の取引
当社では、役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないように、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることにしております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第20条（関係当事者間の取引）をご参照ください。

【原則２－６】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、財務部・人事部の部門長等で構成する資産運用委員会を定期的に開催し、資産構成割合の検討、運用状況のモニタリング等を行っております。また、その事務局である人事部に専門的な知識及び経験を有する職員を配置するとともに、当該職員を外部の各種セミナーに派遣すること等により資質の向上を図っております。

【原則３－１】情報開示の充実
（1）経営理念等や経営戦略、経営計画
経営理念等につきましては、本報告書「1．1 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
また、当社グループは、２０２０年度から２０２４年度の５ヶ年を対象とする「中期経営計画2024」を推進しております。VUCAの時代と言われるように、当社グループを取り巻く経営環境は変化が激しく、先行きにも不透明感が急速に増しております。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響は、業績面はもとより、中長期的観点からはビジネスモデルにおけるパラダイムシフトとなることが予測されています。また、気候変動や資源不足、人口構造等の変化に伴う社会的課題の解決に向けて積極的に取り組むなど、社会価値（ESG・SDGs）と経済価値を重視した経営が求められております。加えて本５ヶ年は（仮称）新TODAビル（本社ビル）の施工など、新たな収益基盤構築のための「変革フェーズ」となります。
このような認識のもと当社グループは本計画を推進し、常なる改革を行い、自ら変わり続けていくこと（Transform）によって持続的成長を実現してまいります。

「企業理念・グローバルビジョン」（ＵＲＬ https://www.toda.co.jp/company/philosophy.html）
「中期経営計画2024」（ＵＲＬ https://www.toda.co.jp/ir/medium-term.html）

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指しております。そこで、経営の透明性・公正性を確保し、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組みま

す。詳細は「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社では取締役および執行役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、社外取締役及び社内取締役で構成する人事・報酬諮問員会における審査を経た上で、取締役会にて決定しています。報酬等の額は、主に国内の同業及び同規模の他企業との比較により経営人材の確保・維持できる水準とし、また、算定方法については報酬の一部に中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的とした業績連動報酬を取り込む等、客観的な視点を取り入れることとしています。
固定報酬の基本報酬は、その役付きごとの責任や役割等に応じて支給します。
業績連動報酬の賞与は、毎事業年度の業績に応じて決定された支給倍率を基本報酬に乗じて得た額を支給します。
業績連動型株式報酬は、毎事業年度の会社業績(連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、および二酸化炭素の排出量)の目標値に対する達成度に応じて支給します。
また、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬は、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬ある金銭報酬のみで支給します。
「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第10条(役員等報酬)および第11条(人事・報酬諮問委員会)をご参照ください。
なお、2020年6月25日開催の第97回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内(うち社外取締役分は年額1億円以内)、監査役の報酬額を年額1億円以内とする改定を決議しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社では、取締役候補者および監査役候補者の選解任に当たりましては、経営会議が提案し、人事・報酬諮問委員会での審査を経た上で取締役会で決定しております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第6条(取締役の資質及び指名手続)、第8条(監査役の資質及び指名手続)をご参照ください。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
各取締役・監査役候補者の経歴及び選任理由につきましては、「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。
(URL https://www.toda.co.jp/ir/pdf/toda97_shoushuu.pdf)

【補充原則4－1－1】経営陣に対する委任の範囲
当社では、取締役会規程により取締役会が決定すべき事項を定めております。また、業務執行にかかる意思決定の迅速化・効率化を図るために、執行役員制度を採用しておりますが、取締役会では執行役員に業務執行を委任し、その職務執行状況を監督しております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第4条(取締役会の役割)をご参照ください。
(URL https://www.toda.co.jp/csr/governance/governance.html#anc-4)

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質
当社では、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する判断基準」を定めております。またその職務遂行に必要な条件について「役員等人事評価基準」を定めております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第6条(取締役の資質及び指名手続)をご参照ください。

【補充原則4－11－1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
当社では、取締役会は社内取締役の持つ当社および子会社等の経営に関する豊富な知識や経験と、社外取締役のもつ経営・経済・法務・財務・会計などの分野に関する豊富な知識や経験をバランスよく活かすことにより、適切な意思決定の実現を図っております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第5条(取締役会の構成)、第6条(取締役の資質及び指名手続)をご参照ください。

【補充原則4－11－2】他の上場会社の役員の兼任状況
当社では、社内取締役および社内監査役につきましては、他の上場会社の役員を兼任しておりません。また社外取締役および社外監査役につきましては他の上場会社の役員との兼任はありますが、当社の取締役会への出席に支障を来たすなど役員としての活動に影響が出る状況にはありません。「定時株主総会招集通知」(URL https://www.toda.co.jp/ir/pdf/toda97_shoushuu.pdf)をご参照ください。

【補充原則4－11－3】取締役会全体の実効性についての分析・評価
当社は、毎期全業務執行取締役が実施する自己評価をもとに、その実効性を分析・検証し、改善を行うことといたしております。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、(特に新たに就任した)取締役および監査役を対象として、必要な知識を習得する機会を提供しております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第16条(取締役及び監査役の研鑽及び研修等)をご参照ください。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
当社では、当社の長期的で持続的な成長の実現を求める機関投資家を重視し、そのような株主との対話について積極的に取り組む方針です。
「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第23条(株主との対話)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大一殖産株式会社	40,276,153	13.10
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	18,973,400	6.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,914,000	4.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	9,834,595	3.20
日本トラスティ―・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,588,600	3.12
一般社団法人アリ―	8,977,916	2.92

株式会社三菱ＵＦＪ銀行	8,048,561	2.61
戸田博子	6,611,595	2.15
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A／C NON TREATY	6,490,800	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口 620090811)	6,002,000	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
下村　節宏	他の会社の出身者								△			
網谷　駿介	他の会社の出身者								△			
伊丹　俊彦	弁護士											
荒金　久美	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下村　節宏	○	同氏は、三菱電機株式会社において取締役社長、取締役会長を歴任し、現在は同社の相談役であります。2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、当社売上高の1%未満であります。	同氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど、経営を適切に監督していただいており、当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての適格性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

網谷　駿介	○	同氏は日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）の理事及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の常務取締役を歴任しております。2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、両社とも当社売上高の1％未満であります。	同氏は企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど、経営を適切に監督していただいており、当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立した立場から客観的に当社の経営及び取締役の職務の執行を監督する独立役員としての適格性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
伊丹　俊彦	○	―――	同氏は、東京地方検察庁検事正、最高検察庁次長検事、大阪高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士としてコーポレートガバナンス、及び企業の危機管理並びに企業コンプライアンスに携わっており、豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、当社の経営に対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、適切な助言・提言をいただけるものと判断しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立した立場から客観的に当社の経営及び取締役の職務の執行を監督する独立役員としての適格性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
荒金　久美	○	同氏は、株式会社コーセーに2019年6月まで、同社の執行役員、取締役、常勤監査役を歴任してこられましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。また、2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は当社売上高の0.1%未満であります。	同氏は、研究開発、商品開発部門の要職を歴任し、取締役としても企業経営に関する経験と見識を有しており、イノベーションを通じて新たな顧客価値の創出を目指す当社の経営に対する助言及び提言をいただけるものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、重要な役職候補者（取締役、監査役および執行部門重要人事）の選解任に関する適格性・適切性等の審査、及び役員等報酬の算定を審査し、その結果を取締役会に報告する目的で、人事・報酬諮問委員会を設置いたしております。当委員会では上記のほか、執行部門重要人事に関する後継者育成計画を執行役員社長より聴取し、必要に応じて取締役会に答申する役割を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名

監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査部門として監査室（7名で構成）を設置し、定期的に業務状況の監査を行っており、その監査結果は社長、取締役会、監査役会へ報告されております。監査役との連携状況としては、２０１９年度においては監査計画及び監査実施状況に関する意見交換等につき4回会合が行われました。また、会計監査人とも内部監査のあり方等について定期的に意見交換を実施するなど、相互連携を図っております。
監査室は内部統制の整備進捗状況及び評価結果の他、評価の過程で発見された不備の検討結果をリスクマネジメント室に報告するとともに、社長、取締役会及び監査役会への報告を行っております。なお、リスクマネジメント室及び監査室では、社長及び会計監査人と会合を行い、内部統制の評価計画や整備進捗状況及び評価結果に対する協議を行っております。
監査役並びに監査役会の状況としては、原則月１回開催される取締役会後に監査役会（議）を開催しております。監査役５名は、直属の監査役室スタッフを活用しながら、期初に定める監査方針、監査計画に基づき、取締役会並びに必要と認める重要会議に出席し取締役の職務の執行状況を監査するほか、本社統轄部門、各支店及び作業所、当社の重要な子会社への往査実施により、内部統制の状況全般について確認を行い、監査の状況等を踏まえ当社代表取締役との意見交換を行っております。
なお、常勤（社外）監査役の百井俊次氏は公認会計士としての長年の業務経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
監査役会と監査室との連携の状況は前述のとおりでありますが、他方会計監査人との関係においては、会計監査人の監査の独立性と適正性を適宜監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸山　恵一郎	弁護士										△			
百井　俊次	公認会計士													
佐藤　文夫	他の会社の出身者							△						
西山　潤子	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

丸山　恵一郎	○	同氏は、弁護士法人 名川･岡村法律事務所で副所長を務める弁護士であります。同事務所とは、2011年3月に個別案件に関しての取引がありますが、その取引額は当社に対して経済的依存度を生じさせる額ではなく、また、同氏が理事を務める学校法人東京音楽大学と当社の間における建設工事に関する2020年3月期における取引額は当社売上高の0.1%未満であります。	同氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査していただけるものと判断いたしました。同氏が副所長を務める弁護士法人 名川･岡村法律事務所と当社の間には、個別案件に関する取引が平成23年3月にありましたが、その取引額は同事務所にとり当社への経済依存度が生ずる額ではないと判断されます。また当社買収防衛策の独立委員会委員を歴任していることからも、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、適格性を有していると判断したため、独立役員に指定しております。
百井　俊次	○	―――	同氏は、公認会計士としての専門的な知識と企業監査における豊富な経験を有しており、その財務および会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、経歴において客観的に一般株主と利益相反の生ずる恐れがないことから、適格性を有していると判断したため、独立役員に指定しております。
佐藤　文夫	○	同氏は、当社の主要な取引先である株式会社三菱UFJ銀行に2009年6月まで在籍しておりましたが、退任後１０年が経過しております。また、その後2016年5月より千歳興産株式会社の代表取締役社長を務められておりましたが、2020年3月期における千歳興産株式会社と当社の建設工事に関する取引額は、当社売上高の0.1%未満であります。	同氏は、大手金融機関の法人部門の業務執行責任者、及び複数の企業の経営責任者を長く務めた経験･実績を有しております。それらの豊富な経験と高い見識にもとづき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査していただけるものと判断しております。同氏は当社の主要取引銀行の出身ではありますが、退任後１０年が経過していること、また、同行からの借入金比率は突出していないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、適格性を有していると判断したため、独立役員に指定しております。
西山　潤子	○	同氏は、ライオン株式会社に2019年3月まで在籍し、同社の研究開発、環境推進等の責任者、及び常勤監査役を歴任してこられましたが、現在は同社の業務執行に携わっておりません。また、2020年3月期における当社との建設工事に関する取引額は当社売上高の0.1%未満であります。	同氏は、大手ヘルスケア企業において研究開発、環境推進等の責任者を務め、また常勤監査役として全社事業の監査にも携わるなど企業経営全般に豊富な経験と実績を有しております。それらの豊富な経験と高い見識にもとづき客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査していただけるものと判断しております。また、経歴において客観的に一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	8 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と、当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、会社業績の目標値に対する達成度によって付与される、業績連動型の株式報酬制度を導入いたしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年度中に取締役 (10名) 及び監査役 (6名) に対する報酬は、それぞれ361百万円及び63百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コード [原則3－1] 情報開示の充実 (3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き、
をご参照ください。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役については、秘書部が職務の補助を行っています。また、原則月1回開催される取締役会の前に取締役会付議事項に関する事前説明を行っております。
監査役 (社内・外) の職務を補助する部門である監査役室を設置しております。監査役室は監査役会直属の組織とし、専属スタッフ (2名) を配置し、社内情報の収集等を含めた監査全般のサポートを行っております。
監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会または監査役会が指名する監査役の意見を求めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項

相談役・顧問の制度はございますが、現在、代表取締役社長等を退任して、相談役・顧問に就任している者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針に従って、執行役員社長 (代表取締役、以下「社長」という) の指揮の下で当社業務を執行しております。
また、経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項の審議、方向付けを行うほか、執行役員会を定期的に開催することで、経営及び業務執行に関する重要事項の周知、業務執行状況の報告を行っております。なお、業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定めております。
現状の体制の採用理由については、次項「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載の通りです。
監査役の機能強化に関する取組状況については、当報告書の [監査役関係]「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制] に記載の通りです。
内部監査部門として監査室を置いています。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は社長、監査役会及び取締役会へ報告しております。
会計監査体制：2019年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、青南監査法人に所属する、齋藤敏雄、鈴木大輔の2氏です。また、当社の会計監査業務に関わる補助者は、同監査法人所属の公認会計士で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業経営又は企業法務に関する豊富な経験を有する社外取締役4名が独立かつ公正な立場から取締役の業務執行を監督し、また企画・経営・財務会計・法律に知見を有する社外監査役4名を含む5名の監査役が会計監査人および内部監査部門と連携して監査を実施することにより、業務の適正が確保されると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第９７回定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、６月10日（開催日6月25日）の発送となりました。
集中日を回避した株主総会の設定	第９７回定時株主総会は、2020年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	「電磁的方法による議決権の行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。また、発送前の2020年６月９日に、招集通知をTDnet及び自社のホームページで公表し、議決権行使の促進を図っております。
その他	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「第97期事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告」等の報告事項は、継続会を開催（2020年７月30日）して報告いたしました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月、11月）実施。通期及び第２四半期の決算内容及び爾後の見通し等につき説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びそれ以外の適時開示情報、有価証券報告書・四半期報告書、ファクトブック等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員　代表取締役　鞠谷祐士 IR事務連絡責任者　取締役　常務執行役員総務部長　大友敏弘 IR担当部署　総務部IR課　問合せ先：０３－３５３５－１３５７	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「戸田建設グループ企業行動憲章」を制定し、ステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行うことを規定している。また、ステークホルダー毎の行動指針を取り纏めた「戸田建設グループ行動規範」を制定し、役職員に遵守を徹底している。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「地球環境の創造的再生を目指す」ことを企業環境理念として捉え、2004年よりISO14001規格に沿った環境マネジメントシステム（EMS)を全社統合で運用し、地球温暖化の防止や資源の有効利用に関わる環境負荷低減活動を推進している。 2008年3月にCSR推進室(現 広報・CSR部)を、その後、2011年3月には環境事業推進室(現価値創造推進室環境ソリューションユニット)を設置し、環境関連活動を中心とした社会貢献に積極的に取り組んでいる。一連の活動は、「環境関連各種パンフレット」や「CSRレポート」において広く外部へ発信している。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

1．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的･統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
(2) 経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
(3) 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

4．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
(2) 内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ全社に適用する行動理念･指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」･「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
(2) 定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
(3) グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
(4) グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ事業推進部及び国際支店管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、グループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
(5) 監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、コンプライアンス部･法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

7．監査役への報告に関する体制
(1) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じ、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(2) 前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。
監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な連係を保ち、協力する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりであります。

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、企業行動憲章において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応をすることを基本方針としている。

2．反社会勢力排除に向けた整備状況
(1) 社内規則の整備状況
当社は、反社会的勢力との対決を企業行動憲章、行動規範に定め全従業員に冊子を配付し、周知している。
(2) 取引先との契約状況

当社は、取引先との契約約款に反社会的勢力排除条項を導入している。

⑶ 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、反社会的勢力の統括部署としてコンプライアンス委員会を設置して、対応している。

⑷ 外部の専門機関との連携状況

当社は、平素から本社・支店の所轄警察署へ訪問・連絡等を実施し、緊急事態に備えるとともに、各都道府県の暴力団追放推進センターの会員となっている。

⑸ 反社会勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、所轄警察署及び暴力団追放推進センターへの定期的な訪問並びに講習会等に積極的に参加し情報を収集し、コンプライアンス委員会にて管理している。

⑹ 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力に対する対応要領を作成している。

⑺ 研修活動の実施状況

当社は、コンプライアンス研修を毎年定期的に実施しており、そのなかで反社会的勢力の対応について指導している。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1．基本方針
　当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが永年にわたって培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損される恐れが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の共同の利益の確保･向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

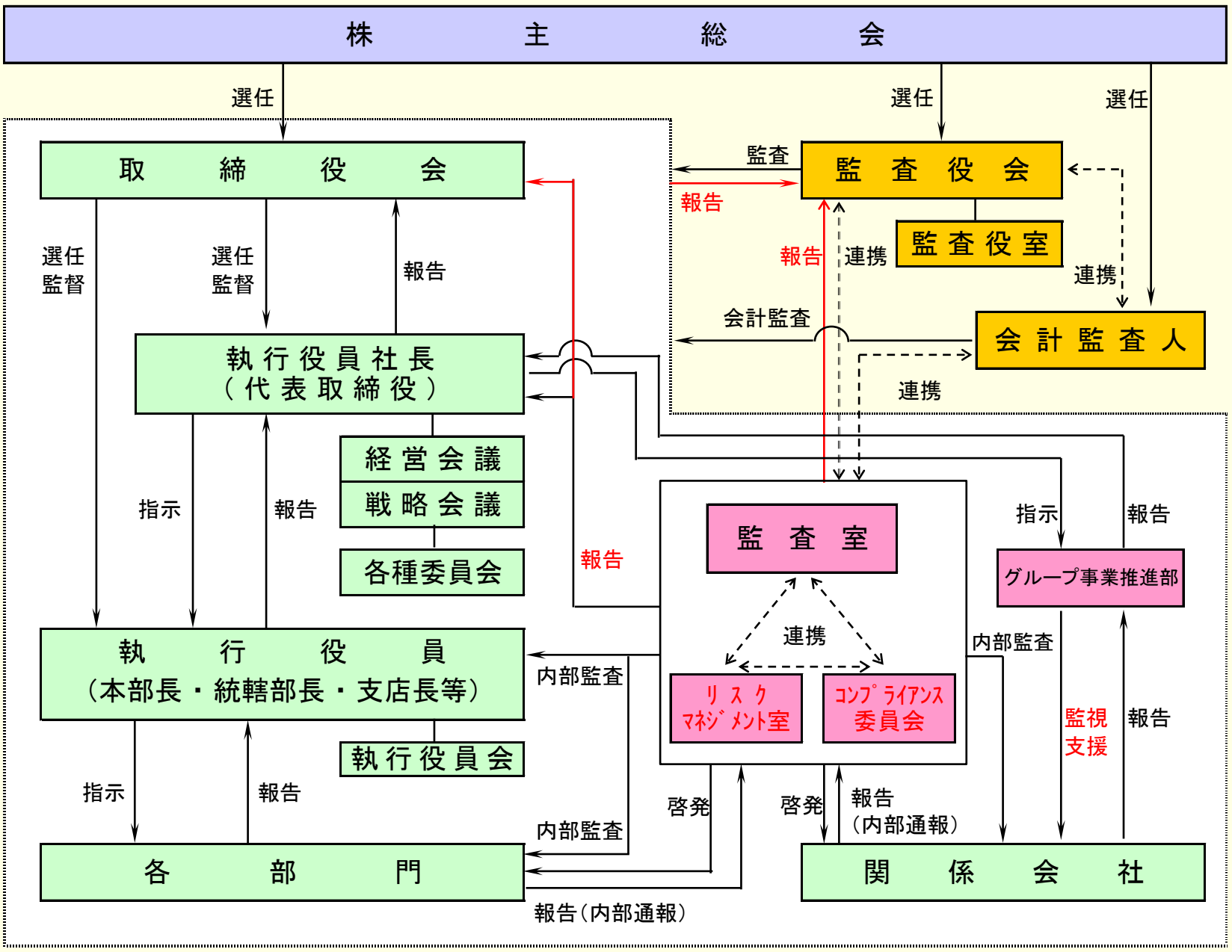
2．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組み
　当社は、2020年6月25日に開催された定時株主総会（継続会7月30日）における承認のもと、2023年6月までの3年間更新しております。詳細につきましては、当社ウェブサイトにおいて公開しておりますのでご参照ください。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」（ＵＲＬ https://www.toda.co.jp/ir/defense.html）

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

　当社では、重要な情報について、各部門から情報管理責任者（総務部長）に報告させ、適時開示に係る情報を一元的に管理しております。
　情報管理責任者は、適時開示規則等に照らして、開示が必要と認められた場合には、その内容･方法等を検討し管理本部長、代表取締役社長に結果を報告、原則として取締役会への報告･承認を経た後に、社外に公表しております。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制

